

## 市の境界立会の流れ

※公嘱協会社員による立会の流れについては、別紙「道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）」をご覧ください。

### <市が立会う範囲>

- ・道路法の適用を受ける道路と隣接する土地との境界
- ・安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する道路法が適用されない道路と隣接する土地との境界
- ・河川法を準用する河川と隣接する土地との境界
- ・安城市法定外公共用物の管理に関する条例に規定する河川法の適用又は準用がされない河川並びに溝きょ、水路、池沼及び堤と隣接する土地との境界

